

## 香川県立保健医療大学協力研究員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学術及び科学技術の交流による研究の高度化を図るため、香川県立保健医療大学(以下「本学」という。)における協力研究員に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「協力研究員」とは、本学における特定の研究を推進するための知識と経験を有し、受入教員のもと、研究等に協力する学外の研究者をいう。

(協力研究員の資格)

第3条 協力研究員は、学位取得を目的とする者を除く、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 修士以上の学位を有する者又はこれに相当すると認められる者
- (2) 学長が当該研究に必要と認めた者

(受入教員)

第4条 協力研究員を受け入れるに当たっては、受入教員を定めるものとし、当該受入教員は、当該協力研究員が主に研究を行おうとする専門分野に所属する本学専任教員とする。

2 受入教員は、協力研究員が本学で研究等するために必要に応じた助言を行うものとする。

(協力研究員の受入れ)

第5条 協力研究員の受入れは、受入教員の申請に基づき、学長が承認するものとする。

2 受入教員は、前項の申請に当たっては、協力研究員に所属機関がある場合、所属する機関の長の承諾書を提出するものとする。

(期間)

第6条 協力研究員の受入期間は、原則として1年以内とする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、受入の期間を延長することができる。

(待遇等)

第7条 協力研究員には、別に定めのある場合を除き、給与、研究費等は支給しない。

(名称の付与)

第8条 協力研究員は、「香川県立保健医療大学協力研究員」と称することができる。

(施設等の利用)

第9条 協力研究員に、本学の教育・研究に支障のない範囲で、研究等に必要な本学の施設、設備等を利用させることができる。

(諸規則の遵守)

第10条 協力研究員は、研究等を行うに当たり、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、協力研究員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。